

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年一月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 朝霞蕨線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>朝霞市根岸台二丁目六番五地 先から 同市根岸台二丁目三番六地先ま で</p>		区 間
<p>一七・〇五 二一・二五</p>	<p>一二・二五 二一・二五</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>八〇・七二</p>		延長 (メートル)
		備 考